

# 臓器移植の実施状況等に関する報告書

平成21年11月12日  
厚生労働省

## 第1 臓器移植の実施状況

### 1. 移植希望登録者数

- 移植希望登録者数は、平成21年9月30日現在、全国で、心臓146名、肺130名、心肺同時3名、肝臓267名、腎臓11,539名、肝腎同時4名、膵臓30名、膵腎同時137名、小腸3名となっており、眼球（角膜）の移植希望登録者数は、平成21年8月31日現在、全国で2,788名となっている。

### 2. 移植実施数等

- 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）に基づき、平成20年度には、15名の者が脳死と判定されており、また、臓器移植の実施数等は下表のとおりとなっている。

なお、括弧内の数字は、平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から平成21年9月30日（眼球（角膜）については同年8月31日）までの間の臓器移植の実施数等の累計である。また、平成9年10月16日から平成21年9月30日までの間に、臓器移植法に基づき82名の者が脳死と判定されている。

	提供者数		移植実施数	
		脳死した者からの提供数		脳死した者の身体からの移植数
心臓	14名 (65名)	14名 (65名)	14件 (65件)	14件 (65件)
肺	14名 (51名)	14名 (51名)	19件 (59件)	19件 (59件)
肝臓	15名 (59名)	15名 (59名)	15件 (63件)	15件 (63件)
腎臓	123名 (1,080名)	15名 (73名)	229件 (1,988件)	30件 (143件)
膵臓	14名 (59名)	14名 (57名)	14件 (59件)	14件 (57件)
小腸	1名 (4名)	1名 (4名)	1件 (4件)	1件 (4件)
眼球（角膜）	1,010名 (11,339名)	8名 (29名)	1,634件 (18,439件)	15件 (57件)

(注1) 数字は、平成20年度の実績。ただし、括弧内は、平成9年10月16日（臓器移植法施行日）から平成21年9月末（眼球（角膜）については8月末）までの累計。

(注2) 心臓及び肺の移植実施件数のうち、心肺同時移植は平成20年度で1件、累計で1件となっている。

(注3) 膵臓及び腎臓の移植実施件数のうち、膵腎同時移植は平成20年度で10件、累計で47件（心停止下を含む。）となっている。

### 3. 臓器提供施設

○ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供については、『臓器の移植に関する法律』の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知（最終改正：平成19年7月12日）。以下「ガイドライン」という。）により、当面は、以下の条件をすべて満たしている施設に限定している。平成21年9月30日現在、下記(3)ア) からエ) までに該当する施設は474施設であり、そのうち、厚生労働省の照会に対して臓器提供施設としての必要な体制を整えていると回答した施設は338施設となっている。

(1) 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。

(2) 適正な脳死判定を行う体制があること。

(3) 救急医療等の関連分野において高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

ア) 大学附属病院

イ) 日本救急医学会の指導医指定施設

ウ) 日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A項）

※ 「A項」とは、専門医訓練施設のうち、指導に当たる医師、症例数等において特に充実した施設をいう。

エ) 救命救急センターとして認定された施設

### 4. 移植実施施設

○ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器の移植の実施については、ガイドラインにより、移植関係学会合同委員会において選定された施設に限定しており、平成21年9月30日現在、心臓移植実施施設は6施設、肺移植実施施設は7施設、心肺同時移植実施施設は2施設、肝臓移植実施施設は13施設、膵臓移植及び膵腎同時移植実施施設は16施設、小腸移植実施施設は9施設となっている。

## 5. 臓器あっせん機関の現状

### (1) 社団法人日本臓器移植ネットワーク

- 社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸のあっせんを全国一元的に行う臓器あっせん機関として、普及啓発活動、移植希望者の登録、移植実施施設への臓器のあっせん等の活動を行っている。
- 移植を受ける患者の選択は、ネットワークにおいて「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日健医発第1371号厚生省保健医療局長通知（最終改正：平成18年10月25日））に定める選択基準に基づいて実施されている。

### (2) 眼球あっせん機関

- 全国で54（平成21年9月30日現在）の眼球あっせん機関が、普及啓発活動、移植希望者の登録、移植実施施設への角膜のあっせん等の活動を実施している。また、臓器提供意思表示カードの普及活動とは別に、独自に角膜等の提供希望者の登録を行っている。

## 6. 臓器提供意思表示カード等の普及

- 厚生労働省は、臓器移植に関する普及啓発を進めるとともに、臓器提供に関する意思表示を援助するため、ネットワークとともに、地方公共団体、関係諸機関等の協力を得ながら、以下の方法により、啓発資料や臓器提供に関する意思表示の機会の普及を図っている。
  - (1) 地方公共団体の保健所・衛生主管部局等、公的機関、郵便局、運転免許試験場（センター）、警察署、腎バンク、薬局、大学、大学附属病院、コンビニエンス・ストア等に臓器提供意思表示カードを配置
  - (2) 各健康保険関係機関・団体に対して、医療保険の被保険者証の更新等の機会を捉えて医療保険の被保険者証に貼付することができる臓器提供意思表示シールを配布する等の協力を依頼。また、平成19年1月から、政府管掌健康保険（現協会けんぽ）の被保険者証について、臓器提供に関する意思表示

欄を設けた様式に順次切り替えて交付

- (3) 運転免許証に貼付することができる臓器提供意思表示シールを運転免許試験場（センター）、警察署等に配置
- (4) 移植医療に関する理解を深めるために、教育用普及啓発パンフレットを作成し、全国の中学校等に送付

○ 平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から平成21年9月30日までに配布した臓器提供意思表示カードは123, 963, 272枚、臓器提供意思表示シールは40, 833, 524枚となっている。

○ 平成19年3月からネットワークにおいて、インターネットを活用した臓器提供意思登録システムの運用を開始した。

## 第2 移植結果

○ 平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）以降実施された心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸の移植に関する生存率（移植術を受けた患者のうち、ある期間の後に生存している者の割合）、生着率（移植術を受けた患者のうち、移植された臓器がある期間の後に免疫反応による拒絶反応や機能不全に陥ることなく体内で機能している者の割合）は、以下のとおりである。

	生存率					生着率				
	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
心臓	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	94.2%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	94.2%
肺	78.4%	75.7%	71.9%	71.9%	66.8%	78.4%	75.7%	71.9%	71.9%	66.8%
肝臓	79.4%	79.4%	79.4%	76.0%	76.0%	79.4%	79.4%	79.4%	76.0%	76.0%
腎臓	95.3%	93.7%	91.9%	90.4%	89.6%	85.9%	82.1%	78.8%	75.4%	72.3%
膵臓	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	80.9%	76.5%	76.5%	72.7%	72.7%
小腸	75.0%	75.0%	-	-	-	75.0%	75.0%	-	-	-

（注1）心臓、肺、肝臓、膵臓、小腸の移植は、平成21年3月末日までに実施されたもの。腎臓の移植は平成20年12月末日までに実施されたもの。

（注2）腎臓の生存率及び生着率の数値には膵腎同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。膵臓の生存率及び生着率の数値には膵腎同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。

## 第3 その他

### 1. 臓器移植法一部改正法の施行に向けた取組

- 平成21年7月に「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により脳死判定及び臓器摘出が可能となること、このことに伴い小児からの臓器提供が可能となること、親族への臓器の優先提供の意思表示ができること等が新たに盛り込まれた。

改正法は、親族への優先提供に係る規定は平成22年1月17日から、その他の規定は同年7月17日から、それぞれ施行される。

改正法の円滑な施行に向け、厚生労働省においては、省令及びガイドライン等の改正や新たな制度の普及啓発を実施することとしており、現在、厚生科学審議会等における専門家による議論を踏まえつつ、検討を行っている。

### 2. 厚生労働大臣感謝状の贈呈

- 臓器を提供した者に対しては、その崇高な心をたたえ、感謝の意を表するため、厚生労働大臣感謝状を贈呈している。

### 3. 脳死下での臓器提供事例に係る検証

- 5例目以降の脳死下での臓器提供事例については、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」（厚生労働大臣が参集を求めて開催する行政運営上の会合。座長は藤原研司横浜労災病院院長。）において検証を行っている。平成21年9月30日までに、合計34例の検証結果が公表されている。